

令和元年5月10日

第5回

# 議事録

小国町農業委員会

## 令和元年第5回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年5月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 205号室

3. 出席委員（農業委員7名、農地利用最適化推進委員2名 計9名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	欠員
	7 番	安武 聖
推進委員		松本 和昭
推進委員		時松 達也

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 波多野 裕

## 7. 会議の概要

事務局長       ただ今から、令和元年第5回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は7名で、総会は成立しております。

                  それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長            これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長            それでは、議事録署名委員は、3番 梅木委員、4番 佐藤委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長            次に、日程第2 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長       「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により下記、農地の申請があったので審議を求める。令和元年5月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

                  議案第1号、番号1です。土地については、大字下城になります。2筆、田で、現況も田です。面積が2筆合わせて、2,254㎡、権利の種別が3条による有償移転でございます。譲渡人、譲受人、以下の通りでございます。詳しくは、別紙の資料を見て頂きたいと思っております。表が農地法3条の規定による許可申請書の部分でございます。許可を受けようとする土地についての有償移転の取引価格については、10a当りが〇〇円でございます。購入者の方の作付の面積、それから農機具の所有状況は、3ページでございます。農作業に従事する農作業の経歴について

も、3 ページに記載されています。今回、取得する土地については、3 ページの一番下の当該農地までの距離は1 kmで、所要時間は5 分という事でございます。次に、権利を取得される方の家族構成につきましては、農業従事者として、4 ページに記載があります。世帯員としては、1 ページの記載でございますが、実際に世帯分離はしていますが、別に息子さん夫婦の農業従事も2 人ございます。5 ページは、周辺地域との関係が記載されております。それから6 ページに地域との役割分担について記載がございます。当該農地についての土地の情報ですけども、登記事項証明書を7 ページに付けてありまして、権利の障害になっている抵当権等はございません。2 筆とも8 ページも同じでございます。あと、当該申請地の場所についてですけど、ゼンリン地図で9 ページに位置関係を付けてありまして、航空写真の方を11 ページに付けております。赤マジックでエリアを囲んでる所が、当該該当地区でございます。また、現場の現地確認の写真の状況ですけど、12 ページに記載しております。現地確認の確認書という事で、13 ページに確認書の写しを付けさせて頂いております。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 4 月の22 日の日に事務局と局長、それから推進委員の時松君と一緒に現地確認に行きました。これは、11 ページを見て頂くと分かると思いますけど、赤線の横に杉の木がずっとありますよね。これの日照時間の件で、もう日が当たらないから、売買してくれないだろうかということで、これが成立した件でございます。何の問題もないとは思いますが、皆さん方の審議をよろしくお願い致します。

議 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5 番 杉山は、この〇〇さん所有の山ですか。

1 番 そうです。〇〇さんの所有です。

- 5 番 ○○さんは、日が当たらないならこの杉の木を切るということですか。
- 1 番 もう切ってしまったんです。そして、売買ったんです。
- 5 番 それなら、現況はもう木はないんですね。
- 1 番 11 ページには、陰のある所が見えるでしょう。この区間、ずっと木を切ったんです。
- 5 番 陰になっている部分の木をですね。
- 1 番 陰になっているからですね。
- 2 番 3 ページの作物別の作付面積に大根等と書いてありますが、大根等ですか。
- 事務局 畑に関しては、大根という事で作られていまして、田と畑だけを抽出して、こちらの方に載せております。
- 2 番 畑に大根を作っていますか。
- 5 番 ここは、大根は作っていないです。
- 1 番 ○○さんだから、大根は作っていないと思われる。
- 2 番 関連して 14 ページも一緒ですね。○○さん方も同じ。
- 事務局長 その条件は、3条の資格要件には直接関係ありませんけども確認させてもらいます。助言ありがとうございます。
- 議長 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第3 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 「農地法第3条の規定による許可申請について」農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和元年5月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第1号の番号2です。土地については、先程の案件と同じく下城でございます。筆1筆で、面積が836㎡、譲渡人は、先程と同じ方です。それから、譲受人が今回変わります。詳しくは、14ページからになります。まず、3条の有償移転で、10a当たりが〇〇円という取引価格でございます。それから、作物のご指摘がございましたので、それについては、水稻以外については確認をさせていただきます。農機具の情報、そして農作業歴と、今回の農地の距離ですけど、ほぼ同じです。1kmで5分という事になっています。権利取得者の家族の世帯の情報ですけども、17ページに記載されております。先程、説明が漏れてましたけども、下限面積はクリアしております。それから、18ページ、19ページに周辺地域との関係性、役割分担についての記載がございます。当該農地についての土地の情報ですけども、登記簿の写しを20ページに付けておりました、この土地についても抵当権等はございません。現場については、ゼンリンの21ページに位置関係を示す地図とそれから、字図、そして航空写真を23ページに付けております。周辺状況はこの22ページの字図で確認ができます。あと、現場の状況は、24ページに写真を付けております。先程の番号1の議案のすぐ側でございます。確認書が25ページに付けております。以上で説明を終わります。

議長 ただいまの事務局の説明に関連して、担当の宮崎委員から報告をお願いします。

1 番 これは、先程の説明と全く同じ所で、場所が道を挟んでいるだけです。ここも杉山があって、日照時間の問題で同じ売買案

件でございます。何の問題もないと思いますけど、皆様方の審議をよろしくお願い致します。

議長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 局長、この方は孫ですか。

事務局長 はい、そうです。

議長 それでは採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議長 続いて、日程第4 報議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案集をお開き下さい。3 ページからになります。「農業経営基盤強化促進法と農地利用集積計画の承認について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記、農用地利用集積計画について意見を求める。令和元年5月10日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第2号です。番号1、土地については、場所は上田になります。9筆で、面積合わせて、9,335㎡です。今回、利用権設定は、再設定という事で更新の案件でございます。利用権の設定をする者、設定を受ける者、以下のとおりでございます。内容については、水稻、野菜等ございまして、10a 当り〇〇kgの賃貸借でございます。

議案集 2 ページをお開き下さい。番号2です。土地は、宮原になります。2筆で、2,529㎡です。これも、更新による再設定です。利用権を設定する者、受ける者、以下の通りでございます。

す。主な利用目的はWCSと期間は5年で、全筆で〇〇kgの賃借になってます。

それから、番号3になります。ここは、宮原が2カ所と黒淵が1カ所になります。全部で3筆、面積が合わせて5,166㎡です。新規の貸し借りになります。利用権設定する者、受ける者、以下のとおりです。利用の目的は、水稻で3年10a当りが〇〇kg、新規でございますので別紙の方を見て頂きたいと思います。資料の30ページです。利用権の設定を受ける方と借り手の方の情報が下の方にございます。男で〇〇歳、従事日数が300日という事で、主な経営状況は以下のとおりでございます。

続いて、番号4になります。土地の所在が宮原になります。筆1筆で、面積が1,210㎡、これも新規の貸し借りになります。利用権の設定をする者、受ける者、受け手については、先程と同じですので、説明は省略します。利用目的は、水稻3年、10a当り〇〇kgになります。

続いて、番号5になります。土地の所在は、大字黒淵になります。3筆で、面積合わせて3,725㎡、新しい新規の貸し借りになります。利用権の設定をする者、受ける者、以下の通りです。新規ですので、別紙を説明します。32ページになります。借り手の情報につきましては、男、〇〇歳で、農作業従事日数が300日です。経営作物の主なものは、下記のとおりでございます。今回、あっせん農業委員という事で、石松委員の名前が記載されています。貸し借りのあっせん作業について、ご苦労頂いて署名を頂いています。この事については、例の活動実績の中の証明分としても活用する予定でございます。ありがとうございました。

続いて、番号6番です。土地の所在は、上田になります。1筆で、面積が2,046㎡、これも新規になります。利用権を設定する者、受ける者、以下のとおりでございます。利用の目的は、水稻で3年で、賃料が〇〇円です。新規でございますので、借り手の情報を別紙で説明します。33ページです。借り手、男、〇〇歳、従事日数150日、経営作物、主に水稻という事でございます。

続いて、番号7番になります。土地の所在は、上田です。議案集の5ページから6ページです。合計で5筆、面積が3,673㎡、新規の貸し借りになります。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者、以下のとおりでございます。目的は、水



稲、野菜で1年です。10a当り〇〇kgです。という事で、新規の貸し借りでございますので、借り手の情報として、34ページを見て下さい。借り手の情報としましては、男、〇〇歳、従事日数150日、以下のとおりでございます。

続いて、番号8です。土地の所在は、宮原になります。1筆で、面積が1,738㎡、これも貸し借りは新規になります。利用権の設定をする者、受ける者、以下のとおりです。利用の目的は、水稻で3年、別紙の35ページをご覧ください。借り手の情報としましては、男、〇〇歳、従事日数300日、主な経営作物、以下のとおりでございます。

続いて、番号9です。土地の所在は、宮原になります。1筆で、面積が1,838㎡、これも新規になります。利用権の設定をする者、受ける者、以下のとおりでございます。それから、利用の目的の部分は、牧草で3年、10a当り〇〇kgでございます。借り手の情報としまして、36ページをご覧ください。この方は南小国になります。借り手の情報としましては、男、〇〇歳で、従事日数150日、主な経営作物は以下のとおりでございます。以上で説明を終わります。

議長 長 それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

2番 利用権の設定、規模を拡大されるのに非常にいいと思いますけども、はっきり言うと余計に作ってて管理が不十分でそういうものは規制は出来ないですもんね。個人の経営だから。だから、聞きたいのは例えば3番です。3番の所は、〇〇さんが話を持っていったんだろうか、その受ける人が借りたいと言って申し出たんだろうかなと。要は、この書類に書いてある部分で農地利用の適正化っていうのかな。あまり規模を大きくして、手が回らない人に持ってきてもいかなものかと。かえって評判を落としたりする面があるんじゃないかなと思うものだからですね。これはもう規制は、出来ないですか。この3番の案件は、どちらなんですかね。〇〇さんが話を持ってきたんですか、〇〇さんが受けますと言ったのですか。

事務局 そうですね。この貸し借りの前に作られていた方がいます。〇〇さんが2、3カ月前に合意解約をして貸し借りが終わって

います。特にもう〇〇さんの方が作られないという事で、次の耕作者を探すにあたって、今回の耕作者があがってきて、所有者〇〇さんと耕作者〇〇さんとの話がついて、このような貸し借りが出来ております。

5 番 この〇〇さんは、いくつの人ですか。貸し手の人。

2 番 〇〇歳です。元〇〇です。

5 番 この人はまだ、他にも田を持っているんですか。

2 番 ここだけです。ここだけというか、〇〇と〇〇にあると思います。

5 番 果たして、農業委員会が、管理の心配までしないといけないのかな。

事務局長 ご指摘の部分は、確かに本当に色々あると思います。適正な管理という理念からいくと、たまにですね。個人の特定はしませんけど、借りる方はいくらでも借りているけども、畦の草刈りが回らないというのが結構あってですね。たまに中山間補助金を活用してシートを被せたいという所が出だしました。それをなんとか出来ないかという相談に来られる事例もあります。全国的に言うとそれは中山間の取組みの経費の中で、経費で利用しているという事例は確かにあります。ただ、それが本当にいいかと言うと別ですけど、そういう事例はあります。

5 番 規模が大きくなれば、手が回らないのは当たり前でしょう。とても農作業は出来ない。

2 番 7番のこれは前回、〇〇さんは〇〇さんので何かありましたよね。

議長 そのまま前の耕作していた〇〇さんがするという事です。

事務局長 当面、期間はちょっと1年という事ですね。様子を見るというような所はあります。

- 議 長            すぐ出来ないかなという話です。
- 2     番            上田の法人には、入っていないのですか。
- 議 長            ここは、入っていないです。
- 事 務 局 長        そうですね、農地のエリアとしては該当していない。人としては、関係しているかもしれないですけど。
- 2     番            分かりました。もう一つ、最後です。9番ですね。9番は〇〇さんの所は、牛はいないのですが、牧草だけでも。
- 事 務 局           牧草は、〇〇さんの方に出しています。〇〇さんが作って、〇〇さんの方に出しているという話がありました。
- 2     番            でも、所有者の〇〇さんに10a当り〇〇kgやるんですよね。
- 7     番            田んぼ自体はその借り手がいなかったからですね。今までしていた人がもう体を悪くしてやめたものだから、する人がいなくて、私の所に色々言ってきたのですが、私も他の事があったものだから。
- 7     番            これ、牧草と書いてあるから1反当り〇〇kgという事は、どこか違う所から米を〇〇kg持って来てやるという事でしょうか。
- 事 務 局 長        そうです。米は別な所から持ってきてまして、お金じゃなくてやるということです
- 7     番            現物をですね。
- 事 務 局 長        はい。
- 議 長            それでは採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で総会の議案は終わりましたが、議決案件でないものについては、総会閉会後に報告協議案件がありますので、みなさん参加の程よろしくお願い致します。

議 長 それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第5回総会を閉会致します。

令和元年第5回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

3 番

4 番